

## 7. 中小企業高度化資金貸付金等 (中小企業課)

## (1) 概要

所管部 担当課 関係 法令等	商工労働部 中小企業課 中小企業高度化資金等貸付規則 中小企業店舗高度化資金貸付規則 余良興・小売業高度化資金貸付規則	対応する 施設	分野	地盤の特性を生かした特色ある産業振興	時効が到来 時効が到来	(単位：千円)
			大賃業	工業、商業、サービス業の振興		
会社	中小企業高度化資金小計		82,830	56,211	67.9%	
会社	昭和42年度	1,460	1,065	72.9%		
会社	昭和43年度	2,770	2,520	91.0%		
会社	昭和45年度	5,000	4,345	86.9%		
会社	昭和46年度	2,250	2,155	95.8%		
会社	昭和47年度	4,500	4,497	99.9%		
会社	昭和48年度	2,070	2,070	100.0%		
会社	昭和50年度	3,850	3,440	89.4%		
会社	昭和51年度	6,900	2,167	31.4%		
会社	昭和52年度	4,140	4,140	100.0%		
会社	昭和55年度	2,020	2,020	100.0%		
会社	昭和56年度	9,200	8,740	95.0%		
会社	昭和58年度	5,940	4,950	83.3%		
会社	昭和58年度	3,150	2,661	84.5%		
会社	昭和59年度	3,770	3,294	87.4%		
会社	昭和62年度	22,870	11,002	48.1%		
会社	平成8年度	3,860	2,570	66.6%		
会社	平成8年度	63,070	33,559	53.2%		
その他22件						
その他の22件	小規模企業者等設備導入資金小計	124,920	75,102	60.1%		
個人	昭和55年度	3,000	2,670	89.0%		
個人	昭和60年度	4,000	2,570	64.3%		
個人	昭和62年度	4,100	2,335	57.0%		
個人	昭和64年度	7,000	6,220	88.9%		
個人	昭和65年度	3,800	3,790	99.7%		
個人	昭和66年度	7,000	5,440	77.7%		
会社	平成10年度	3,800	3,800	100.0%		
会社	その他の6件	22,000	6,770	30.8%		
会社	中小企業店舗高度化資金小計	56,000	34,875	62.3%		
会社	総合計	253,750	166,188	63.0%		

## (2) 監査の結果

## ① 回収不能債権は不納欠損処理を行う必要がある

平成16年度末の貸付残高に占める滞納額の割合を見ると、中小企業高度化資金

貸付金（A方式）では39%、中小企業店舗高度化資金貸付金では43%と高い数値を示している。前者は大口の貸付先が滞納となっているため詳細は後記す

る。後者については小規模小売店の設備投資意欲が衰え、近年の貸付実績が激減に落ち込んできてしまつたことも一因であるが、時効が到来している貸付けが以下の表

のように多数存在していることも事実である。

各資金で既に時効が到来しているにもかかわらず債務者から援用がないため債

権として残っているものもあるが、なかには清算終了している会社も多く存在しております、これらについては精査した上で不納欠損処理を行う必要がある。

(注1) 貸付けが複数ある場合には、最も古いものを記載している。

(注2) 利息が含まれているため滞納率が100%を超えていている。

平成18年5月12日 金曜日

## 報 告 業 税 公 告

## ② 債権回収を強化すべき

平成16年度末時点で所在不明及び3年間回収なしの先で主な滞納先は以下のとおりである。

				(単位：千円)
	滞納先	貸付年度(注)	貸付金額	滞納額
会社		平成5年度	6,000	4,309
個人		平成10年度	6,000	5,630
個人		平成6年度	7,000	4,290
個人		平成8年度	3,500	2,626
<b>総合計</b>		<b>22,500</b>	<b>16,855</b>	<b>74.9%</b>

(注) 貸付けが複数ある場合には、最も古いものを記載している。

平成17年度において回収を積極的に行っている成果もあり、ここ数年回収がなかつた滞留先から、わざわざながら回収ができる事例もある。しかしながら、「①回収不能債権は不納欠損処理を行う必要がある」と記載のとおり、過去においては、ほとんど回収を行えないまま時効が到来している事例も散見される。督促状の発送を行っているものの、相手先から反応がないにもかかわらず電話をかけたり赴くことをしていない貸付先もある。また、督促状況の記録を査閱すると、数年に1度しかコンタクトをとっていない貸付先も見受けられる。

個々の先によってさまざま事情があるものの、積極的に回収努力を行わなければならない。なお、大阪府においては、中小企業や商店街団体の設備導入の支援する高度化・近代化資金貸付金の回収業務を民間委託しており、未収金が大幅に減少した例もあるため、このような手法の導入も併せて検討すべきである。

## ③ 延約金を徵収する必要がある

中小企業課において延約金額を計算した結果は以下のとおりである。

名稱等	根拠条文	利率	金額(千円)
中小企業高度化資金貸付金 等貸付規則第16条	奈良県中小企業高度化資金 等貸付規則第16条	10.75%	444,512
小規模企業者等設備導入資 金貸付金 法第9条	中小企業近代化資金助成 法第9条	10.75%	227,019
中小企業店舗高度化資金貸 付金 奈良県小売商業高度化資金 貸付規則第12条	奈良県小売商業高度化資金 貸付規則第12条	10.75%	91,931
<b>合計</b>			<b>763,462</b>

\*収入未済額はH16年度末時点とした。  
※延滞発生日を当該年度4月1日とみなし、個々の貸付先ごとに平成17年3月31日までの年数に延約金(10.75%)を乗じて算出した。

延滞した場合は損害金として延約金(年 10.75%)がかかるが、徵収されていないものが多い。個々の債権ごとに検討したうえで、延約金を徵収する必要がある。

## ④ 個別債権について

以下では特に貸付額の大きい延滞先について記載する。

## A.協業組合（中小企業高度化資金貸付事業）

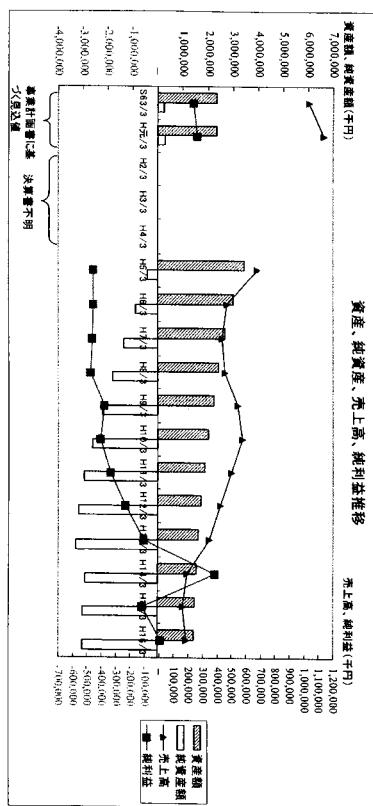
貸付額 2,000,000 千円、返済期日到来額(調定額) 872,903 千円、回収額 3,520 千円、延滞額 869,388 千円という状況である。当組合の業種は、と畜場等から発生する殘滓(骨、内臓、脂、皮等)を原料として、油脂、飼料、肥料を生産するレンダリング業であるが、この生産過程において発生する臭気、汚水などを原因とする公害は長年に亘り周辺地域住民の悩みとなつており、県政にとつて大きな課題であった。

そこで、小規模零細の県内レンダリング事業者により設立された協業組合に対し、関連施設の共同化と設備の近代化を目的とした最新鋭工場の建設費用として高度化資金を貸し付けたものである。工場には最新の公害対策設備も備えられていたことから、悪臭公害の解消という大きな効果もあり、また、同時期に開設された県食肉流通センターからの動物残滓の処理もスムーズに進められることから、県域における食肉の流通円滑化にも貢献するものであった。

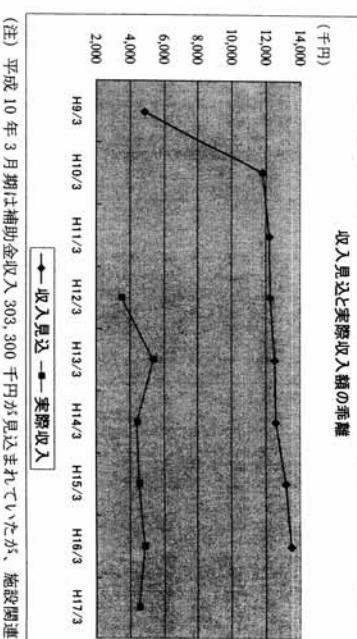
しかし、貸付後において生じた急激な円高による食用油脂類の原料で比較的安

価なバーム油の輸入量の急増は予想を超える状況があり、動物性油脂の消費を急速に縮小させた。また、急激な牛肉輸入関税率の引き下げも実施されたことで、国内牛肉価格の低迷により飼料の原料となる肉骨粉の価格も下落したため、以下のグラフが示すように経営成績は極端に悪化している。

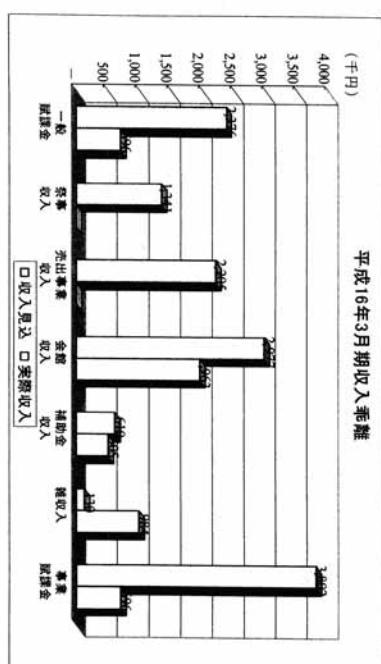
回収を進めていくには困難な状況ではあるが、今後も引き続き回収努力を行るべきである。



ここで、事業計画書のなかに記載があった収入見込みと、実際収入を比較したものが以下のグラフである。



事業計画書によると、当該事業が完成した平成10年3月期から急激に収入が上がるものと予測されているが、実際は2倍以上の乖離となっており、施設は建設したものの、収入が上がっていない様子が窺える。また、平成16年3月期の収入見込と実際収入を比較したものが下グラフである。



B. 協同組合（中小企業高度化資金貸付事業）

貸付額 76,100 千円、返済期日到来額（調定期）10,146 千円、回収額 3,680 千円、延滞額 6,466 千円という状況である。当該協同組合が運営する商店街は昭和40年代以前は栄えていたが、昭和40年代後半に、定期バス路線廃止、学校・銀行・出張所の移転等の外部環境の変化によって顧客離れが深刻化し、そのうえ鉄道駅周辺への商業集積のシフト、大型店・郊外店の相次ぐ出店により、商店街としての機能も損なわれている状態であった。そのようななか、商店街の新たな魅力を創造し、地域への貢献を通して商店街の再活性化を図ることが急務ということで、平成10年4月にコミュニティホール、アーチ、街路灯、カラー舗装の資産取得を行う目的で貸付けを行ったものである。事業合計額は404,401千円であり、補助金（国・県）202,200千円、市からの補助金101,100千円、県高度化資金76,100千円、残額25,001千円は自己資金という財源で賄った。

平成18年5月12日

## 報公熙様

このグラフから、地域コミュニティの核として利用予定であったコミュニティホールについて、「会館収入」が示すように思っていたほど利用が伸びていないことがわかる。また、祭事収入、売出事業収入などは計画どおりの収入が上がっていないのが現状である。また、注視すべきは賦課金であるが、一般賦課金は29%、事業賦課金は18%程度であり、見込額よりも少ない状況となっている。これは当初予定していた組合員よりも減少していることが考えられるが、組合員に課される賦課金が少ないことも理由として考えられる。

当初の貸付条件では毎年5,073千円の返済を行う予定であるが、現状は平成16年2月に2,480千円、平成17年2月に1,200千円のみの返済となっている。しかし、これは賦課金が少なすぎるためであり、返済予定期に対する賦課金を組合員(平成16年度末現在、25名)に課すとすれば、 $5,073\text{千円} \div 25\text{名} = \text{約} 203\text{千円}$ の年間負担があれば返済条件どおりに回収できる。現状は賦課金が48千円程度しか徴収していないため、組合員から賦課金を増額させるようにして、貸付金の早期回収に努めるべきである。

## C. 有限会社 (中小企業高度化資金貸付事業)

貸付額191,120千円(無利息)は延滞したものの中の平成17年7月をもって完済した。しかしながら、その回収は貸付元金だけであり、延滞に伴う違約金は未徴収となっている。延滞期間が長かったために違約金額も多額になり、会社の経営状況も芳しくないことから、早期に償却することは困難と考えられる。よって、早期に額を確定して、分割返済などの措置を幅広に入れつつ、回収努力を行うべきである。

## 8. 中央卸売市場

## (1) 概要

所管部	農林部	分野	地域の特性を生かした特色ある産業振興
相当課	農政課 (中央卸売市場)	対応する施策	大施策 農林業の振興
関係法規等	卸売市場法、奈良県中央卸売市場条例	小施策 地域特性を生かした魅力ある農業の振興	
		使用料及び手数料	使用料及び手数料 : 領型③ 雜用料 : 領型④

生鮮食料品等の中流な流通を確保するため、地方公共団体が農林水産大臣の許可を得て開設・運営される。中央卸売市場の機能としては、①集荷機能、②価格形成機能、③分荷機能、④信用機能、⑤地域産業育成、消費者動向収集、双向発信する情報機能、⑥衛生管理機能がある。債権は市場に入っている業者が施設を利用するための施設使用料のほか、水使用料、電気使用料、下水道使用料がある。			

項目	平成16年度未収入未済額			(単位:千円)
	平成16年度未収入未済額	平成16年度	(内訳) 年度別金額	
使用料及び手数料	31,151	13,443	6,331 1,807 9,570	
使用料及び手数料 (水使用料)	614	267	164 40 143	
雜収入(電気使用 料納付金)	5,785	2,981	1,666 277 861	
雜収入(下水道使用 料納付金)	1,698	706	446 108 437	
合計	39,248	17,396	8,608 2,233 11,011	

収入未済になっているものの明細は以下のとおりである。なお、回収の状況は中央卸売市場企画管理課及び農政課の担当職員より聴取したものである。

(単位:千円)

納付義務者	15年度	16年度	16年夏実	回収の状況	特記
株式会社	1,113	1,113	1,113	行方不明となりており不動不換処理予定。	破綻
株式会社	1,001	1,001	同上		破綻
株式会社	778	778	同上		破綻
株式会社	93	93	同上		破綻
株式会社	1,239	210	1,449	清算手続中。	
株式会社	26	26	被済手續を終り不動不換処理予定。		破綻
株式会社	8,025	8,025	8,025	今年度中に回収済み。	回収済み
株式会社	1,282	2,258	3,540	吉美中、嘗てしているが10万円の債務超過があり支払困難。	回収困難
株式会社	4,049	6,765	10,814	苦美中、嘗てし納付料を提出しておらず回収不能。	正常
有限会社	3,955	3,190	6,946	苦美中、嘗てしているが10万円の債務超過があり支払困難。	回収困難
株式会社	227	410	638	苦美中、嘗てしているが410万円の債務超過があり支払困難。	回収困難
株式会社	361	1,137	1,498	苦美中、嘗てしているが450万円の債務超過があり支払困難。	回収困難
株式会社	1,675	1,675	1,675	今年度中に回収済み。	回収済み
株式会社	529	529	789	苦美中、嘗てしているが10万円の債務超過があり支払困難。	回収困難
株式会社	433	433	433	苦美中、嘗てしているが20万円の債務超過があり支払困難。	回収困難
合計	21,849	17,394	39,244		

## 報公熙也

破綻、実質破綻となっている4,460千円は不納欠損処理を予定している。しかし、當業しているものの回収困難となつてものが13,484千円あり、これは納入義務者が債務超過に陥っていることにより、施設使用料などを支払うことができないものと判断されるものである。担当課においても督促状や個別協議などにより回収努力を行っているものの支払能力からして疑義がある。また、現在は収入未済になつてないが、債務超過（資産より負債が超過している状態）に陥つており支払が滞る可能性高い事業者が複数存在している。

(2) 監査の結果  
特に指摘すべき事項はない。

## (3) 監査の結果に添えて提出する意見

## ① 延滞金の徵収方針を検討すべき

市場においては、滞納業者に対してこれまで延滞金を徵収したことがない。これは、奈良県中央卸売市場条例及び同施行規則のなかに使用料が延滞した場合は延滞料を收受することは明記されていないためである。同条例第20条、第21条及び同施行規則第21条において、使用料の3倍に相当する保証金を預託することになっており、3ヶ月にわたる滞納がある場合には保証金から補填すると考えることもできるが、「県の税外収入に係る延滞金の徵収に関する条例」も存在し、税外収入を納期限内に完納しない者に対しては、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、延滞金額につき年10.75%の割合を乗じて計算した延滞金を徵収する規定の適用可能性も否定できない。

## ④ 協議記録は適正に管理すべき

これらの規定の適用について中央卸売市場では方針が定まっていながら現状であるが、延滞金を徵収することによって延滞防止という効果も見込まれるため、今後、延滞金を徵収するか否かの方針を決定したうえで、延滞金を徵収することに決定した場合には、納入義務者に周知徹底したうえで徵収を行うことを検討すべきである。

## ② 関係事業者の決算分析結果を使用料滞納予防に活用すべき

中央卸売市場業務課において各業者の決算書を取り寄せ、安全性、成長性、収益性の観点から決算分析を実施している。それによると、収入未済となつている納入業者の決算業績の数値は当然ながら分析結果が思われたくない。また、収入未済になつてないものの経営状況が悪化している業者を特定することができるものの、現在は業務課で比率を検証している程度である。

よって、当該分析資料を業務課だけでなく、定期会議等で各業者の決算状況を提示するなどして市場全体で情報共有することが望ましい。そのなかで、正常債権とそうでない債権にわけ、回収可能性のランク付けするなど、積極的に活用する仕組みを整えることが望まれる。

## ③ 改善措置命令の積極的運用を行うべき

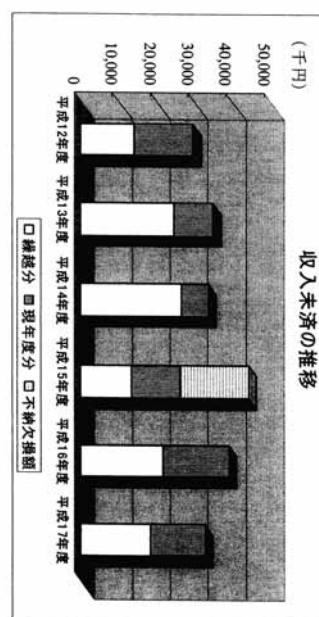
法改正に伴つて平成17年5月に奈良県中央卸売市場条例及び同施行規則を改正し、同条例第82条及び同規則第102条の3において、流動比率（流動資産と流動負債の割合）が1、自己資本比率（資本の合計金額と、資本及び負債の合計金額の割合）が0.1を下回る場合、かつ3年以上経常損失が発生している場合のいずれにも該当する事業者に対して改善措置命令を出すことができるようになった。現段階でもそれに該当する事業者が数多く存在するが、そのなかでも自己資本比率がマイナス（債務超過）になつている団体については、早急に適時適確な対応をとるべきである。

## ⑤ 協議記録は必ず残しておくべき

平成15年度に不納欠損処理を行つた株式会社に対する債権10,878千円については、平成8年10月から平成13年4月分までの施設使用料等が未収となり、破産手続が完了したことにより不納欠損処理したが、4年半にもわたつて滞留している状況である。その間の対応として督促状は出していたようであるが、平成10年3月以降は協議記録が不明であった。協議記録は必ず残しておくべきである。

## (5) 溝納処理要綱を整備すべき

現在は2ヶ月溝納した業者に対して督促状を渡し、溝納が進み状況が悪化していくと直接面談等で対応策を協議している。その結果、以下のグラフのように収入未溝納は平成17年度には大幅に減少する見込みであり、回収努力が窺える。



(注) 平成17年度は見込み数値(平成18年1月時点)。

しかししながら、督促手続に関して明文化されたものは中央卸売市場独自のものはなく「奈良県営住宅家賃溝納処理要綱」を参考に利用している状況である。

現在実施している回収業務と実態があつてないため早急に要綱を整備すべきである。そのなかで、督促を行ううえで有効な手段(業者は公表するなど)などについてもできるだけノウハウとして記載することが望ましい。

## 9. 農業改良資金貸付金(農業経営課)

## (1) 概要

所管部	農林部	対応する分野	地域の特性をいかいた特色ある農業振興
担当課	農業経営課	施策	大規模農業の振興
関係法規等	農業改良資金助成法、農業改良資金助成法施行規則、農業改良資金貸付規則	地域特性を活かした魅力ある農業の振興	小規模

農業の相手が農業の改善を目的として創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工を始めたり、販付けや新技術の導入などにチャレンジすることを支援するために必要な資金を無利息また青年農業者が農業経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金を無利息貸付けの交付、貸付金の保全及び取扱、貸付けに係る償還金の収納の事務は奈良県農業協同組合に委託しておこなっている。財源は、国が2/3、県が1/3を負担する。

平成16年度未収入未溝納額					
項目	平成16年度未 収入未溝納額			(内訳) 領定年度別金額	
	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度以前	貸付残高
農業改良資金貸付金元金貸入	66,307	11,226	12,641	11,431	31,009 587,782 93,527

(単位:千円)

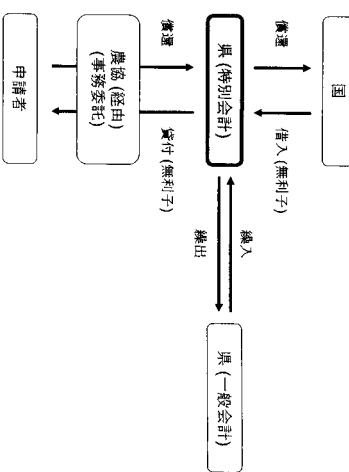
貸付標準基準		
貸付期間	法人または団体	個人
10年もしくは12年以内(権利期間3年以内)	5,000万円	1,800万円
貸付利率	無利息	法人事業
返済方法	均等年額支払	担保の有無

## ① 貸付の方法

平成14年度以前は県直貸方式のみであったが、平成14年度の農業改良資金助成法改正に伴い、農協転貸方式も適用できることとなった。平成16年度現在の未収案件についてはすべて県直貸方式によるものであるが、現在の新規貸付はすべて農協転貸方式が採られている。

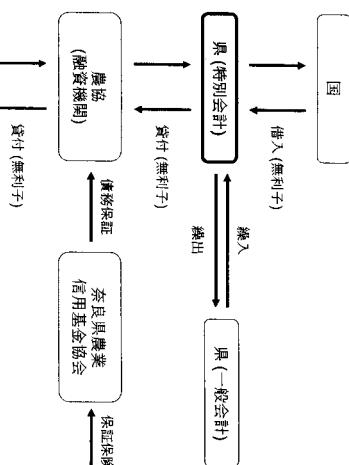
27 平成18年5月12日 金曜日 奈良県公報

A. 県直貸方式  
県が直接貸付申請者に資金を貸し付けるものであり、貸付及び債権管理等に係る事務のみを農協に委託する。



## B. 農協轉貸方式

農協が県貸付金を原資として貸付申請者に資金を貸し付けるものであり、奈良県農業信用基金協会が債務保証を行う。連帯保証人が不要となるため、現在は専ら当方式が活用されている。



A 濫納發生の原因

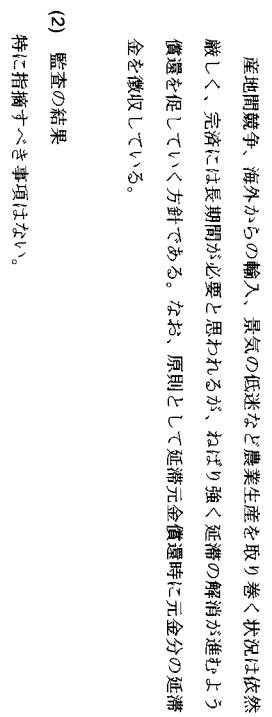
#### A. 滞納発生の原因

農業者の指導機関である農林振興事務所、融資窗口機関である農協及び農業経営課が連携し、営農継続や経営改善を支援しながら資金の回収を進めている。

B. 手段と頻度

農林振興事務所と農協により債務者の実態把握を行うとともに、栽培管理技術や経営について隨時指導を行い、技術の向上や経営の改善と併せて延滞の解消が進むよう指導している。また、年数回、関係機関により面談を行い、経営状況や債務還込み等を確認している。

主債務者または連帯保証人からの償還がなく、返済の意思が示されない場合は法的手続きを進行するが、現在の滞納案件はいずれも当てはまらないため、法的手続きはとっていない。



## ② 債権回収について

A. 体

農業者の指導機関である農林振興事務所、融資窓口機関である農協及び農業銀行が連携し、省営継続や経営改善を支援しながら資金の回収を進めている。

平成18年5月12日 金曜日

## 報公熙様

## (3) 監査の結果に添えて提出する意見

## ① 貸付申請者に対する事業計画・収支計画等の審査

平成16年度末時点で未収となっている条件すべてについて、貸付申請書及び事業計画書を閲覧したところ、事業計画・資金計画等は国が定めた様式に基づいた簡潔な記載になっており、中長期的な事業収支等の見通しについては記載されていなかった。実際には、農協や地域農業改良普及センター（現農林振興事務所）が貸付申請者の信用力、事業環境、技術、意欲等を総合的に勘案して県に貸付申請に至っていることであるが、これらの判断の根拠資料は県において保管されていなかった。

県直貸方式の場合は県が貸付リスクを負っており、貸付申請者の事業計画の実現性、信用力等は重要な判断基準となるべきものである。貸付金について何らかの事故が起つた場合には、当初の収支計画等に問題がなかつたか検証して今後の審査の参考とすべきであり、今後の貸付案件については、これらの根拠資料を入手・保管しておく必要がある。今後は主に転貸方式が活用されると思われるが、県直貸方式を用いる場合は特に留意する必要がある。

## 10. 林業改善資金貸付金（林政課）

## (1) 概要

所管部	農林部	対応する 施設	分析	地元の特性をもつた神奈川の医療機関
担当課	林政課	農林業の振興	大規模	農林業の振興
関係法令	林業・木材産業改善資金助成法	小規模	新規な開拓に対する活力ある林業の振興	規則(4)
事業内容	申請書類の審査や貸付事務は、森林組合および木材協同組合と委託契約を交わし、貸付金額を算出に応じて手数料を支払っている。林政課では、林業従事者等の組織する組合と連携し、地域の林業・木材産業の振興等も勘案して融資可能性を総合的に判断している。			

平成16年度実行△支拂額	項目	(単位：千円)		
県及林業改善資金貸付金元返済入	平成16年支拂額 (内訳) 平成16年度 平成16年度 平成16年度 平成16年度	16,732	3,909	910
貸付額	個人1千5百万円、会社三千万円、会社以外の団体三千万円、木材産業(億円)	11,650	3,872	182,857
貸付期間	10年を超えない範囲内で返済で定める期間			
貸付利率	無利子	連帯保証の有無(※)	(有)	無
返済方法	償還期間内の均等年賦償還	担保の有無(※)	有	無

\*15万台円以下は一律無保証取扱

林政課は、事務委託機関である森林組合及び木材協同組合（以下、「組合」という。）と連携しながら資金の回収を進めている。

最終的な意思決定は林政課が行うが、貸付金の交付、貸付金の保全及び取立、貸付けに係る償還金の収納の事務は組合に委託し、手数料を支払っている。申請者は組合の構成員（以下、「組合員」という。）がほとんどであり、組合員を熟知している組合が行った方が効率が良いためである。

具体的には、林業や木材産業を新たに開始する、または設備を更新する者が、年間5回の各期日までに必要書類を組合に提出し、貸付申請を行なう。組合から農林振興事務所を経由して林政課へ当該申請書類が送付され、林政課では林業・木材産業改善資金専協議会の意見を参考にして融資可能性を総合的に判断し、1ヶ月後に貸付の可否を決定する。その翌月、申請者と借用証書を取り交わし資金を振り込む。申請者は資金受領後3ヶ月以内に事業を完了し、その後30日以内に実績報告書を提出する。それを受け、組合及び農林振興事務所が現物確認を行い、貸付年度の翌年度には、林政課も現物確認を行なっている。また、返済については、別途定めている年間5回の各期日に組合から報告書を受領して確認している。

滞納が発生すれば、借受人及び連帯保証人に對し期限前償還の請求を行う。一括弁済が困難な場合は、林政課、組合及び借受人で面談を行い、借受人の申し出によ

り分割返済等により回収していく。

強制執行等を行うかどうかは、個々の案件を検討し決定するという事だが、滞納案件はいざれも回収可能性ありと判断しているため、事例は現在ない。また、不納次損処分を行った事例もない。

## (2) 監査の結果

### ① 連帯保証人の資格要件を明文化すべき

平成16年度末の未収金のうち、回収が困難となっている債権が1件(平成16

年度末残高は3,592千円)発見された。当該債権は会社に対する貸付けであるが、同社は平成13年度に破産しており、県を含め一般債権者には配当はなかった。そこで、連帯保証人に督促したところ、連帯保証人は全員経営陣であって、しかも同社と経営陣が経済的にほぼ一体であるため、回収が困難な状況が続いていた(平成18年3月現在、会社の清算は完了しており、連帯保証人と返済計画について協議中である)。

上記の事態を受けて、現在、林政課としては、会社で連帯保証人を複数要する貸付けの場合、経営者の他に、社外で就労している者でなければならないとしているが、それを明文化しているものがない。よって、当該ルールを明文化する必要がある。

### (3) 監査の結果に添えて提出する意見

#### ① 弁済充当の指定ルールを定めるべき

林業・木材産業改善資金助成法第11条及び奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則第8条第4項により、期限を過ぎても返済されない債権については年利率12.25%の違約金を徴収しなければならない。現在、林政課が違約金を徴収しているのは、分割返済に至っていない正常な債権が納定期限に遅れて償還された場合のみである。一方、分割返済の場合は、林政課は弁済充当の指定権(林業・木材産業改善資金貸付用証書特約条項(第6号様式裏面)第8条)を行使し、借受人の実情を考慮して、徴収資金を元本に充当するか、または違約金に充当するかを判断する。その結果、現時点では、違約金に充当した案件はなく、全て元本

に充当している。しかし、本来は、弁済充当の指定ルールを明文化し、それに基づいて判断を行うことにより、公平性及び透明性を確保すべきである。

#### ② 定期的に未収金の回収可能性を検討して処置を行うべき

林業改善資金貸付金は私法上の債権であり、地方税や地方税を除く公法上の債権のように、時効期限が完了すると当然に消滅するわけではなく、当事者の援用があつて初めて消滅する。したがって、時効の援用がなければ未収金として延々と残っていくことになる。

現在、林政課では、借受人ごとに滞留期間を把握して管理しており、平成16年度末の未収金には時効期限が完了したものはない。しかし、時効期限が完了しても援用がない債権が生じた場合には、法に従つてどのように対処するのかというルールは決められていない。本来は、毎年度末、債務者別・滞留期間別に未収金を分類して回収可能性を検討し、強制徵収や不納次損処分を行い、あるいは徵収停止の手続を活用すべきである。また、上記の処置を明文化することにより、公平性及び透明性を確保すべきである。

#### ③ 間接貸付の導入を検討すべき

取扱要領では、県による直接貸付または融資機関による間接貸付の二通りが定められている。要領に規定はあるものの、実績としては県の直接貸付のみである。

一方、間接貸付であれば、借受人は保証料及び出資金の追加コストを負担することになるが、県は確実な債務保証を受けることができ、回収リスクの面からは有利になる。融資機関にとっても、運転資金は通常の融資により、設備資金は林業改善資金を元手に行うといった併せ貸し等が可能となる。

現状では、業界の設備投資があまり活発でないこと等により、融資機関にとってはコストを超えるメリットを受けることが難しいため、融資機関との積極的な交渉までは至っていない。しかし、今後も融資機関との交渉を継続し、間接貸付の導入について検討を行っていくべきである。

## 11. 工事請負契約解除に伴う違約金等（土木部各課）

## (1) 概要

所管部	土木部 道路建設課、河川課、砂防課、各土木事務所、流域下水道センター	対応する 施設	分野 ②21世紀に羽ばたく奈良県の基礎づくり 大施策 交通ネットワークの整備ほか
関係	奈良県契約規則 法合規	債権の法的性質	小施設 道路の整備ほか 類型④

奈良県契約規則に定める建設工事請負契約書において、請負業者の責任により工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき、工期内に完成しないときなどに該当する場合は、請負業者が請負契約を解除する場合に相当する額を違約金として請負業者から奈良県に支拂わなければならないのを規定している。また、土木設計業務や測量・調査等請負契約についても、それぞれ「土木設計業務等委託契約取扱い」および「測量・調査等請負契約取扱い」において違約金について同様に定められている。

平成16年度未収入未溶額	(単位：千円)				
項目	平成16年度未収入未溶額	(内訳) 調定年度別金額			
工事請負契約解除 に伴う違約金等	64,651	0	1,597	4,581	58,473

工事請負契約解除に伴う違約金の発生件数は土木部全体で年間数件程度であり、各課及び土木事務所が個別に対応している。ただし、法的整理等の手続きに入った債務者に対する債権を複数の課・事務所が有している場合は、監理課が取りまとめで債権届出等の手続を行っている。後収手続については、現時点では所管課・事務所が独自の判断で対応しているが、土木部全体として残債権の整理もあわせて債権管理に係るマニュアル（要綱等）の作成作業を進められており、平成17年度中にマニュアルを確定させ、マニュアルに沿った債権管理手続がなされる予定である。

## (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

## (3) 監査の結果に添えて提出する意見

## ① 土木部としての延滞債権の集中管理

現在は各土木事務所で日常業務と並行して延滞債権の回収業務を行っているが、土木部として集中管理を行うことで、以下のような効果が期待される。

- A. 延滞債権に対する回収手続の統一化
- B. 同一業者に対する手續の重複解消
- C. 債権回収手続に対する習熟

実際に平成16年度未現在の未収案件についてヒアリングしたところ、複数（最大5箇所）の事務所が同一の業者に対して未収金を計上しているものが発見されたが、当該業者に対する債権回収手続の記録はそれぞれの事務所が独自に行っており、その内容もそれぞれに異なっていた。これらの手続や記録は、監理課で集中管理することにより効率化が可能であり、かつその取り扱いも統一して行いうるものと考えられる。破産手続開始の決定など法的手続きに移行したものについては監理課で取りまとめていることであるが、法的手続き移行前の延滞債権についても、土木部として債権に関する情報を集約し、関係する所管課・事務所が連携して一括管理することが望ましい。

## ② 請負業者選定における信用度の考慮

契約解除に至る要因はほとんどすべて相手方業者の経営状態悪化によるものであり、その大部分が契約解除後間もなく破産手続に移行している。

土木工事、建築工事等の入札参加業者については、信用度なども含めた経営事項の審査による評点を利用して業者の格付けを行っているが、最上位ランクのA評価であった業者でも契約締結日から半年程度で破産手続開始申立を行っているケースもある。国土交通省の定める経営事項審査の項目及び基準に加えて信用度等の評価を県独自に行っているが、経営事項審査の基準日が最大で3年程度前ものとなり直近の財政状態や資金繰りが反映されないこと、信用度等の評価項目が、消費税の滞納や確定申告の有無など明らかに悪質もしくは経営状態悪化を示